

承認案第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年9月7日提出

天理市長 南 佳 策

専決第7号

専 決 処 分 書

低金利の企業債に借り換えるため、平成18年度天理市水道事業会計予算の補正を行う必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する暇がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成18年7月21日

天理市長 南 佳 策

平成18年度天理市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成18年度天理市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成18年度水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		出	
第1款 水道事業費用	3,292,630 千円	△ 395 千円	3,292,235 千円
第2項 営業外費用	389,295 千円	△ 395 千円	388,900 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額684, 678千円は、過年度分損益勘定留保資金674, 700千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9, 978千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額684, 995千円は、過年度分損益勘定留保資金675, 017千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9, 978千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		入	
第1款 水道事業資本的収入	603,095 千円	19,700 千円	622,795 千円
第6項 企業債	0 千円	19,700 千円	19,700 千円
		出	
第1款 水道事業資本的支出	1,287,773 千円	20,017 千円	1,307,790 千円
第2項 企業債償還金	460,060 千円	20,017 千円	480,077 千円

(企業債)

第4条 予算第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営企業 借換債	千円 19,700	証書借入	3.0%以内	借入先の公営企業金融公庫の貸付条件による。

平成18年7月21日 専決

天理市長 南 佳策

専決第8号

専 決 処 分 書

天理市文化センター小火災事故に関し、損害賠償金を支出するため、平成18年度天理市一般会計予算の補正を行う必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する暇がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成18年7月28日

天理市長 南 佳 策

平成18年度天理市一般会計補正予算（第2号）

平成18年度天理市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ528千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,844,884千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成18年7月28日専決

天理市長 南 佳 策

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		千円 289,394	千円 528	千円 289,922
	1 繰越金	289,394	528	289,922
歳 入 合 計		23,844,356	528	23,844,884

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		千円 3,092,339	千円 528	千円 3,092,867
	5 社会教育費	846,674	528	847,202
歳 出	合 計	23,844,356	528	23,844,884